

## 「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2025」

### 奈良県出展ブース企画・装飾業務等委託仕様書

#### 1 業務名

「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2025」奈良県出展ブース企画・装飾業務等委託

#### 2 目的

日本最大級のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市「東京インターナショナル・ギフト・ショー」に奈良県ブースとして、県内事業者の商品を共同出展することにより、県内事業者及びその商品の魅力発信・知名度向上と新たな販路拡大を図る。

#### 3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

#### 4 委託上限金額

3,379,704円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### 5 展示会概要

##### （1）展示会名

東京インターナショナル・ギフト・ショー春2025

##### （2）主催者

株式会社ビジネスガイド社（以下、主催者という。）

##### （3）会期

令和7年2月12日（水）から同年2月14日（金）まで  
10時～18時（ただし、14日（金）は10時～17時）

##### （4）会場

東京ビッグサイト

住所：東京都江東区有明3丁目11-1

##### （5）出展カテゴリ

東京インターナショナル・ギフト・ショー春2025 第17回 LIFE×DESIGN

（「アクティブデザイン&クラフトフェア」又は、「伝統とModernの日本ブランドフェア」エリアへの参加を想定しており、ブース案はいずれかに出展するための企画提案を行うこと。）

#### 6 業務概要（業務の詳細は、「7 業務内容」を参照）

##### （1）出展までの業務内容

##### （2）出展時の業務内容

##### （3）出展後の業務内容

##### （4）その他、本業務の遂行に関連する業務

## 7 業務内容

### (1) 出展までの業務内容

#### ① 業務スケジュールの作成

受託者は契約締結後すみやかに本委託業務全体のスケジュールを作成し、公益財団法人 奈良県地域産業振興センター（以下、当センターという。）の承認を得ること。  
また、各業務については随時当センターと調整の上実施することとする。

#### ② 展示会における奈良県ブースのブースデザイン企画

- ・ 出展小間数：3小間 小間サイズ：9㎡×3小間=27㎡  
（1小間：3m（間口）×3m（奥行き））
- ・ 出展小間料は別途、当センターが主催者に支払うこととする。
- ・ 下記展示方法で、県のイメージアップにつながり、展示会に相応しい展示コンセプトを設定し、バイヤー等の来場者に対して訴求力、伝達力のあるブースデザイン（装飾を含む）、レイアウトを企画提案すること。尚、デザイン・内容等の最終決定は当センターと協議して決定する。

#### <奈良県ブースの展示方法（予定）>

- ・ 出展者に展示スペースを割り振り、原則として、全日、各事業者が一人以上ブースに立つことを条件とする。

#### ③ 各展示商談会における奈良県ブースへの出展者・出展商品の募集・選定

- ・ 出展する県内事業者数は6者とする。
- ・ 出展者募集要領について、当センターと受託者で出展方針等を踏まえた上で協議の後決定する。出展者の募集については当センターが行う。
- ・ 出展者の選定にあたっては、バイヤー等の流通事業者、商業やブランディングに関するプロデューサー・デザイナー・アドバイザー等の専門家を1人以上手配し、十分な公平性を確保した上で、支援対象として適切な出展者（商品）を選定すること。  
なお、選定に係るメンバーの選定及び出展者選定の時期、選定の実施方法は、本業務開始後、当センターと受託者で協議し決定するとともに、出展者（商品）も当センターの最終的な了承のもと決定すること。

#### ④ 出展者向けセミナー、個別相談業務

- ・ 出展者選定後は、出展に向け当センター、出展者との連絡調整を随時行い、出展者に対しては、会期前の準備、商品の売り方・見せ方、会期中のPR・対応方法、会期後のバイヤー等へのフォローアップ方法、その他展示会出展にあたっての注意事項等を出展者に教授するための出展者向けセミナーを1回以上、個別相談を各出展者1回以上（各出展者1時間程度）実施すること。
- ・ 出展者向けセミナーの会場は奈良県産業振興総合センター会議室等（会場使用料：無償）とし、個別相談の会場は各出展者と調整して決定する場所とする。
- ・ 出展者向けセミナーの内容、出展者との個別相談の内容は当センターと協議して決定する。

- ・ 出展者向けセミナーの開催日時は当センターと調整の上決定することとし、個別相談の実施日は当センター及び各出展者と調整の上決定すること。
- ・ 出展者への連絡調整、会場の手配などは当センターが行う。

⑤ 広報資料等の作成

- ・ 奈良県ブースの出展商品や出展者の情報をまとめたパンフレット、リーフレット等の広報資料等を1,000部作成し、奈良県ブースで配布する等のPRに活用できるようにすること。
- ・ デザインやレイアウト等は、当センターと調整のうえ作成すること。
- ・ 広報資料等の作成時期については当センターと協議して決定する。

⑥ 主催者への提出書類

- ・ 出展にあたり、主催者へ提出が必要な書類について、当センターの求めに応じ作成すること。

(2) 出展時の業務内容

① 奈良県ブースの設営

- ・ 展示に必要な什器等を用意し、ブースの施工（装飾を含む）を行うこと。
- ・ 商品ディスプレイは、出展者が自ら行うこととするが、展示会等におけるディスプレイに関する知見・実績を有する者により、各出展者に指導、調整を行うものとする。また、ブース全体のイメージを損なわないよう受託者が監督すること。
- ・ ブースの運営・施工等にあたっては、消防法その他関係法令ならびに展示会主催者の規程を熟知し、ブースの安全な設営と円滑な運営を行い、出展者に対して適切な助言等を行うこと。
- ・ 主催者が指定する設営時間内に、出展者の展示が完了するよう出展者の支援を行うこと。

② 奈良県ブースの出展者支援

- ・ 展示会会期の初日に出席者に対し、展示会での立ち居振る舞い等必要事項について指導すること。
- ・ 夜間等の、展示会開場時間外については、展示物を白布で覆う、通路とブース内の間仕切りを行うなど、むやみに展示商品に触れられないような措置を講じることができるよう手配すること。

③ 奈良県ブースの撤去

- ・ 展示会終了後、奈良県ブースの撤去を行うこと。
- ・ 設営・撤去で生じた廃棄物は、責任を持って処理すること。
- ・ その他必要な事後処理業務を行うこと。

(3) 出展後の業務内容

① 出展者へのアンケートの実施

- ・ 会期終了後10日以内に、出席者に対し出展に関するアンケートを実施し、取りまとめること。

・上記のアンケートの内容については、当センターと協議の上決定する。

② 事業実施報告書等の提出

- ・委託業務完了後、「事業実施報告書」及び「収支報告書」を作成し、当センターの検査を受けること。
- ・報告書の内容は、事業の実施内容、展示会の出展結果、①のとりまとめ結果等を取りまとめた内容とすること。
- ・当センターは、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

(4) その他、上記(1)～(3)に係る内容をより効果的に行うために必要と認められる業務

## 8 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び当センターとの連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて当センターに提出すること。

## 9 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行うため、あらかじめ当センターと協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に再委託することができる。
- (2) (1)により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方(相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先)、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約(予定)金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を当センターに提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

## 10 守秘義務及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保しなければならない。

## 11 著作権の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、当センターに帰属するものとする。
- (2) 成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必

要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。

- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

## 12 委託料の支払

委託料の支払いは、原則として、事業終了後に当センターが行う検査に合格してからとなる。ただし、受託者からの請求に基づき当センターが必要と認めるときはこの限りではない。

## 13 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、公益財団法人奈良県地域産業振興センター会計規程その他関係法令・条例を順守すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、当センターと十分に協議の上進めること。
- (3) 本業務は、支援対象者となる企業の成長を目指すだけのものではなく、本県の地域課題解決や地域の活性化に繋がるものであるという認識を十分に持った上で、公平性、透明性を確保し業務に当たること。
- (4) 受託者は、本業務の実施に係る経費のうち、本仕様書内で支援対象事業者に負担させることができるとしている費用以外の一切の費用を支援対象事業者に負担させてはならない。なお、費用負担の区分に疑義が生じた場合は、速やかに当センターと協議すること。
- (5) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、当センターと受託者との間で協議のうえ決定すること。
- (7) 別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

以 上

(別紙) 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。  
(秘密の保持)
- 第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。  
(収集の制限)
- 第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。  
(目的外利用・提供の禁止)
- 第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。  
(漏えい、滅失及びき損の防止)
- 第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。  
(従事者の監督)
- 第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。  
(複写又は複製の禁止)
- 第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。  
(再委託の禁止)
- 第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。  
(資料等の返還等)
- 第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。  
(取扱状況についての指示等)
- 第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。  
(事故発生時における報告)
- 第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。  
(損害賠償等)
- 第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。
- 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

※「甲」は「実施機関」を、「乙」は「受託者」をいう。